



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日） 第 617 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1		○保安林の指定（2件）……………（自然環境課） 1	
		○保安林の指定解除の予定の通知……………（ “ ” ） 1	
		○入札公告…………… 2	

告 示

宮崎県告示第 337号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550201026	みらい創造舎	宮崎県都城市都原町11番地2	社会福祉法人つくし会	宮崎県都城市都原町11番地5	令和 7 年 6 月 1 日	児童発達支援

宮崎県告示第 338号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 串間市大字奈留字中ノ谷4334－18、4337、4382－4、4382－15、4382－20、4382－21、4382－24、4386－6、4386－18、4386－19、4400－2、字柳ヶ谷7942－18
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山4249－1、4249－2、字日ヶ暮4503、4507、4534
- 指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 340号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 339号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 貯水池堆積土砂処理場用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 納入期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに下記 13 の場所に提出（持参又は送付とするが、送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限り、令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時必着とする。）しなければならない。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 同等品審査について

基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに事前承認を受け、下記 13 の場所に提出しなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2 (1) に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間

令和 7 年 6 月 5 日（木）から令和 7 年 6 月 17 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときはあらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

(2) 期間 令和 7 年 6 月 5 日（木）から令和 7 年 7 月 16 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和 7 年 6 月 5 日（木）から令和 7 年 7 月 15 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

(2) 期限 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 2 時 30 分（送付にあっては、令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時必着とする。）

(3) 方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限る。）とする。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 2 時 30 分

10 入札保証金

宮崎県財務規則第 100 条第 2 項の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- | | |
|--|--|
| <p>13 入札に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Unit price contract of a Toner Cartridges and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2026.</p> <p>(2) Time limit for tender: 2:30 p.m. 17 July, 2025 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 16. July, 2025)</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110.</p> | |
|--|--|

--	--